

## おわりに

本年11月に本委員会が取りまとめた「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」(案)について、その後パブリックコメントを募集した。それに対して、国民各層から100通を超える貴重な意見が寄せられた。

その中には、「手引き」(案)で取り扱う「環境」の範囲を景観等まで拡大するよう求める意見や、取り扱う土地改良施設の対象を農道等に拡大するよう求める意見が寄せられた。一方では、今後、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を展開するため、調査計画・設計に関する一定の考え方を示すことは重要であるという期待も寄せられた。また、個々の技術的・生物学的な記述に関する指摘も寄せられた。そのような意見・指摘をもとに、「手引き」(案)に修正を加え、成案を作成した。

本「手引き」では、農業水利における一般的な水の流れと、そこに生息する動物類の行動範囲を考慮し、「水田及び小水路」「用水路及び排水路」「ため池」について検討を行ったところであるが、今後、他の土地改良施設に手引きの対象を広げることが必要であろう。また、今後、本「手引き」により実施される環境との調和に配慮した農業農村整備事業の事例の収集と蓄積をもとに、「手引き」の内容の見直し・充実を行なっていく必要があろう。さらに、農村地域に生息・生育する動植物のうち、全生活史が把握されている種はほとんどないことも含め、環境との調和に配慮した調査計画・設計の考え方については未だ検討の途上にあると考えており、生態学的な知見を深め、必要に応じ、数年後を目処に内容の見直しを検討する必要があろう。

農林水産省では、昨年8月に「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」を策定し、その中で、平成14年度以降、全ての農業農村整備事業については、事業の内容 자체を食料の安定供給等とあわせて自然と共生する田園環境の創造に向けた事業内容を有する、いわゆる「環境創造型事業」に転換することとしている。地域の特性に応じて本「手引き」が弾力的に活用され、地域自らが考え、地域の特性に応じた様々な創意工夫を行った、環境との調和に配慮した農業農村整備事業が全国で展開されることを期待したい。